

契 約 書

倉敷市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、倉敷市ひとり暮らし老人等緊急通報装置設置事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、緊急通報機器（以下「機器」という。）の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、次に掲げる機器を無償で貸し付ける。

品 名	数 量	規 格
緊急通報装置	一 式	NEC おとなりさん 又は NEC おとなりさん同等品

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から、令和 年3月31日までとする。ただし、契約期間満了日までに甲又は乙から廃止の意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から、引き続き更に1年間この契約の更新を行ったものとみなし、以後も同様とする。

2 前項の期間の中途において乙が死亡したときは、同項の規定にかかわらず、この契約は終了するものとする。

第3条 機器の毎月の使用料等は、次の表により甲及び乙の負担を区分する。

甲 の 負 担	乙 の 負 担
1 機器の維持保守料及びこれに係る消費税額（地方消費税額分を含む）	1 機器の修繕料（乙の過失によるもの） 2 電話の基本使用料及び度数料 3 前2号に係る消費税額（地方消費税額分を含む）

第4条 乙は、機器を善良な管理者の注意をもって維持管理するとともに、機器を譲渡、転貸し、又は担保に供してはならない。

第5条 乙は、貸付けを受けた機器をき損、又は滅失した場合には、直ちに甲にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

2 前項の機器のき損及び滅失に係る修繕料は、乙の過失による場合は、乙の負担とする。

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 要綱に定める利用対象者でなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 虚偽の申請によって、緊急通報体制の利用の承認の決定を受けたとき。
 - (4) 緊急通報体制の利用の辞退があったとき。
 - (5) その他市長が緊急通報体制の利用が適当でないと認めたとき。
- 2 乙は、前項に規定する契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

第7条 乙は、次の事由が生じたときは、速やかに甲に届け出なければならない。

- (1) 住所、その他の申請事項に変更があったとき。
- (2) 要綱に定める利用対象者でなくなったとき。
- (3) 緊急通報体制の利用を辞退するとき。

第8条 乙は、原則としてあらかじめ定めた鍵管理者に鍵を預け、緊急時に対応できるようにするものとする。

2 乙は、緊急時の救助活動により、住居の一部に破損等が生じた場合において、その修繕は乙の費用をもって行うこととし、甲若しくは倉敷市消防局、又は協力員等に対し、損害賠償の請求を行わないものとする。

第9条 甲は、この契約を解除したとき、乙が死亡したとき、又は乙から居住地の変更等により、契約解除の申出があったときは、乙又はその相続人は速やかに機器を返還しなければならない。

第10条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊東 香織

乙 倉敷市

印